



Vol.23

—令和6年10月発行—
烏川流域森林組合

発行責任者 代表理事組合長 市川平治
〒370-3402 群馬県高崎市倉渕町三ノ倉303
TEL 027-378-2030
印刷所 有限会社 森輝



ロングリーチハーベスターによる造材

ふるさとの
もり
森林を育てる

森林組合

令和六年六月二十七日開催

第一十二回総代会挨拶

代表理事組合長

市川 平治



国や県、そして高崎市当局の手厚いご指導とご支援のもと、事業総利益は対前年比をやや下回ったものの、約一、六〇〇万円の当期剰余金を確保して、ほぼ順調な事業展開が行えたことをご報告申し上げると共に、深く感謝の意を表するものであります。

本日は、ご来賓多数のご臨席を仰ぎ、また、組合総代の皆様にご参集頂いて、ここに総代会を開催できることに、心から御礼を申し上げます。

さて、令和となつて丸五年が経過致しましたが、相変わらず緊迫した国際情勢に加え、国内的にも内閣支持率の低迷など不安要素の多い社会情勢が続いて参りました。

そのような中での本組合の令和五年度事業と致しましては、

その反面、「木材生産の場としての働き」に対する国民の期待

度は、中位の位置づけとなり、木材生産を主な生活手段とする林業関係者としては、少々複雑な思いにさせられるところも否定できません。

度

林業という産業が存続するためには、何と言つても木材利用の拡大を図り、木材生産を通じての経済活動の成り立つことが不可欠だと言えるでしょう。安

定した林業経営があつてこそ、健全な森林の育成そして森林の無形的効用の充実があることを忘れてはならないと思います。そのためにも、私たちの森林組合活動に課せられた大きな使命を再認識し、今後の組合運営に繋げて参りたいと願うものであります。

もちろん、このことは私たち林業関係者も声を大にして訴えているものであり、森林の効用に対する国民の関心と理解が深まることは大変に喜ばしいことであると考えます。

昨年度の具体的な取り組みとしては、機械化や作業システムの改善による林産事業量の向上を図り、さらに、緑の県民税や森林環境譲与税の趣旨を生かし

た環境保全整備の一環として、

高崎市の重点施策である観音山丘陵の遊歩道整備、千葉県浦安

市との提携による「浦安市民水

源の森事業」、また、新しい森林

管理制度を運用する上での森林概況調査と、林業経営に適さない非經營林の管理事業など、数々の事業を進めて参りました。

これらの事業展開を踏まえて、新年度も組合員サービスの向上を目指すと共に、森林に対する社会的な期待に応えるべく、惜しみない努力を傾注して参る所存でありますので、どうか、関係官公庁を始め、御来賓各位、

諸団体、そして組合員皆様の更なるご理解とご支援を賜ります

よう、心からお願ひ申し上げて頂きます。

開会にあたつてのご挨拶とさせて顶きます。

2024.10

第二十三回 通常総代会開催

株名文化会館

令和六年六月二十七日

総代会提出議案

- 第一号議案 令和五年度事業報告書、貸借対照表、損益計算書並びに剩余金処分案承認について
- 第二号議案 令和六年度事業計画書承認について
- 第三号議案 経費の賦課金額及び賦課金徴収時期決定について
- 第四号議案 森林整備補助金取扱手数料率について
- 第五号議案 一組合員に対する債務保証の最高限度決定について
- 第六号議案 借入金の最高限度額決定について
- 第七号議案 役員報酬決定について
- 第八号議案 余裕金の預け入れ先金融機関について

令和5年度 決算の概要

1. 組合員及び出資金

組合員数 (人)	出 資 金	
	出資口数(口)	出資金総額(円)
1,749	538,492	53,849,200

2. 貸借対照表

資 産		負債・純資産	
科 目	金 額(円)	科 目	金 額(円)
流動資産	307,052,099	流動負債	52,513,738
固定資産	31,575,055	固定負債	15,881,757
		出資金	53,849,200
		利益剰余金	212,710,258
		資本準備金	3,672,201
資産合計	338,627,154	負債・純資産合計	338,627,154

3. 損益計算書

4. 剰余金処分案

科 目	金 額(円)	科 目	金 額(円)
事業総利益	104,404,826	法定準備金	6,000,000
事業利益	21,541,936	任意積立金	12,000,000
経常利益	22,066,309	出資配当金	3,769,444
特別損益	△ 9,181	次期繰越剰余金	14,540,837
税引前当期純利益	22,057,128		
当期剰余金	16,825,028		
前期繰越剰余金	19,485,253		
積立金取崩額(目的内)	0		
当期末処分剰余金	36,310,281		

- 第十一号議案 組合員の法定脱退(除名)について
- 付帯決議 ※全ての議案について、原案のとおり可決・承認されました。
- 第九号議案 決定について
- 第十号議案 増資について
- 定款等の一部改正承認について



総代会の様子

山林をまとめて整備 森林施業の集約化

組合では積極的に推進しています。



広大な山林も所有は細分化

当組合管内には榛名山麓や里見丘陵から鳥川上流域にかけて広大な山林が広がっています。また、スギやヒノキなどの人工林も数多く分布しており、木材としての蓄積も大きなものとなっています。しかししながら、実際に山林内に入つてみると細かく所有者が分かれています。境界についてもはつきりと分かれています。箇所が数多く存在しています。

一体的整備の取り組み

森林組合では一定の区域内の山林について調査して所有者や位置を特定し、それぞれの山林を集約化して一體的に森林整備を行う集約化施業に取り組んでいます。施業については、主にスギやヒノキの人工林の間伐作業が中心となっています。

さまざまな集約化の手法

組合では山林を集約化して五年の施業の計画を立て、主に搬出間伐（木材を伐り出して販売する間伐）を中心に施業を実施しています。このほか、県や市が主体とな

組合からの提案にご協力を

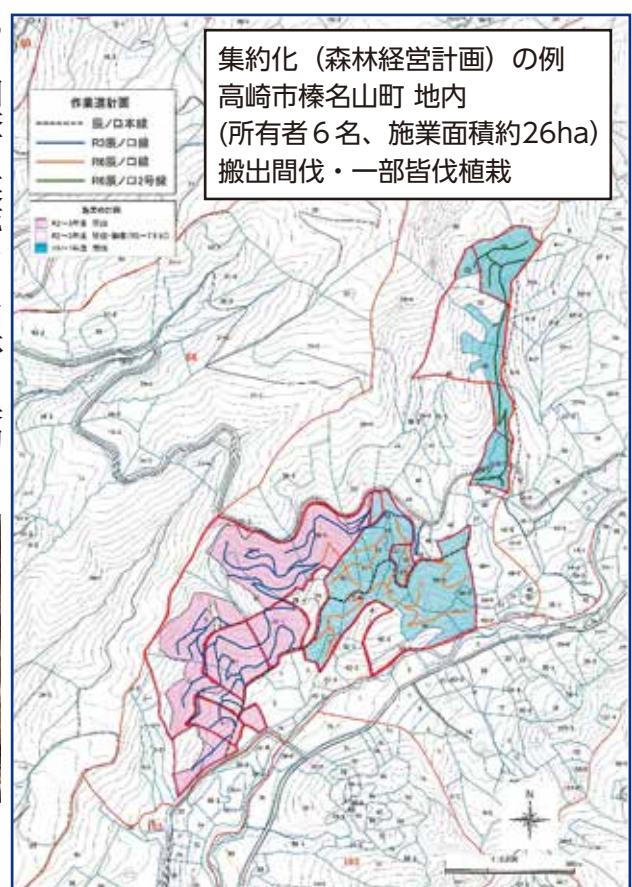
集約化や森林整備施業の実施についてはさまざまなものがあります。事業により実施方法や管理方法が異なりますので詳しくは組合担当職員にお問い合わせください。また、集約化について組合から提案させていただいた際にはぜひご協力ください。



集約化して実施した保育間伐の状況
(県実施請負事業：箕郷町地内
ぐんま緑の県民基金水源林機能
増進事業)



間伐作業の様子



所有者ごとに施業地をとりまとめ、年度ごとに搬出間伐の計画を立て実行します。(色分けは年度、赤青線は所有者界)



去年の秋、「組合員になりたいのですが」と、一人の女性が組合を訪ねてきました。組合員の減少が続く中、脱退したいとい

山口まゆみさん

(前橋市在住)

炭焼きを始めた



訪ねてくることはあっても、加入したいと訪ねてくる人は滅多にいません。この時の女性が、山口まゆみさんです。

山口さんは旧吾妻町大戸の生まれ。

前橋市で中学校の教員をしていましたが、コロナ禍で土日のお部活がなくなり、自由な時間が増え、何かこの機会にできることはないかと考えたところ、倉渕町権田で炭焼きをしている叔父を思い出します。叔父が元気なうちに、炭焼きを教えてもらい、退職後も続けることになりました。

▼山を守り技術を継承したい

山口さんがナラなどを伐採し、それを八十六歳の叔父がクサビを使って割り、炭窯に詰め込み、焼き、窯が冷えてから炭を取り出すという十日以上も続く一連の作業です。

その後、叔父が高齢を理由に施設に入所してしまい、教えてもらったのは、たったの二回だけ。

最初は暇つぶしのつもりの炭

▼コロナ禍が契機

焼きが、指導を受けるうちに、「叔父の育ててきた山を守り、その技術を受け継ぎたい」メラメラとやる気の炎が燃え上りました。

▼新たな指導者を得て技術も上達

一人で炭焼きを続けるには経験が浅く、途方に暮れていたところ、片品村に須藤さんという炭焼き名人がいるという情報を入手。連絡を取ると、すぐに指導してくれることになりました。

炭窯にはその設置環境による特性があり、窯ごとに温度管理も違ってきます。窯に火入れし、

山口さんの焼いた炭は、東吾妻町や長野原町の道の駅やネット通販で入手できます。「まだ、利益は出ないし、大変だけど楽しい。単純作業だから続けられるのよ。」と謙遜気味に話します。

山口さんの焼いた炭は、東吾妻町や長野原町の道の駅やネット通販で入手できます。

「まだ、利益は出ないし、大変だけど楽しい。単純作業だから続けられるのよ。」と謙遜気味に話します。

山口さんの焼いた炭は、東吾妻町や長野原町の道の駅やネット通販で入手できます。

「まだ、利益は出ないし、大変だけど楽しい。単純作業だから続けられるのよ。」と謙遜気味に話します。

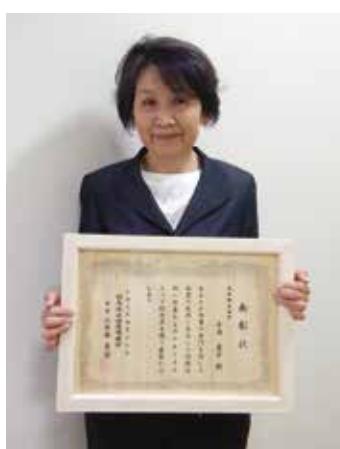
また、平成三十年には管理課長に、また令和五年六月には本組合初の女性理事に就任しました。

この間の功績が評価され、今回の一回の受賞につながつたものです。おめでとうございます。

小池美子さんが林業功労者表彰受賞

令和六年四月十六日、前橋市で群馬林政推進協議会主催の令和五年度林業功労者表彰式が行われ、本組合の小池美子さんが林業功労者として表彰されました。

小池さんは、昭和五十七年に倉渕森林組合に入職、その後ブランクはありましたでしたが、平成十九年に本組合に復職し、これまで三十一年間にわたり経理担当として組合の財務を担ってきました。



今年度も

出資配当を実施します

組合員の皆さんのご協力や効率的な組合運営により、今年度も多額の剰余金を計上することができました。

そこで、組合では組合員サービス向上のため、昨年度に続き出資配当を行うことになりました。

配当の経緯

本年6月27日に開催した総代会では、組合員の出資口数に応じ7%の出資配当を行うこと、及び出資配当金は出資金に振り替え、組合の経営基盤の強化のための増資を行うことについて承認をいただきました。

出資配当金の計算（例）

出資金10,000円（100口）、出資預り金30円の組合員の場合

項目	金額または口数	備考
① 増資【前】出資金	10,000円	
② 増資【前】出資口数	100口	1口100円
③ 増資【前】出資預り金	30円	
④ 出資配当金	700円	①×7.0%（出資配当率）
⑤ 源泉徴収税額	142円	④×20.42%（源泉徴収税率）
⑥ 税引き後 出資配当金	558円	④-⑤
⑦ ③+⑥	588円	（払い戻し請求対象）
⑧ 出資金へ増資額	500円	100円（1口）の倍数の金額
⑨ 増資【後】出資金	10,500円	①+⑧
⑩ 増資【後】出資口数	105口	1口100円
⑪ 増資【後】出資預り金	88円	⑦-⑧

今後の手続き

- ・組合員ごとの出資金・出資配当金の状況は、書面で報告いたします。
- ・出資配当金は増資のために出資金に振り替えることを原則としますが、総代会終了日（6月27日）から6か月以内（12月26日まで）に、払い戻し請求があったときは、その全部または一部を払い戻すことができます。
- ・出資預り金で出資金1口に満たない金額については、引き続き出資預り金として組合が管理します。

事務局情報

★職員の退職

(令和6年3月31日付け)

- ・管理課
課長 小池 美子
4月1日から嘱託として採用
- ・森林整備課
主任 技師 佐久間 翔世
主任 技師 反町 虎太郎
- ・森林整備課
係長 丸山 康雄
主任 技師 池沢 徹
- ・森林整備課
係長 飯塚 直樹

★職員の昇任

(令和6年4月1日付け)

- ・森林整備課
主任 技師補 青木 隆
(四十一歳)
- ・森林整備課
主任 技師補 同様
- ・森林整備課
主任 技師補 佐久間 翔世
主任 技師 反町 虎太郎
- ・森林整備課
主任 技師補 丸山 康雄
主任 技師 池沢 徹
- ・森林整備課
主任 技師補 飯塚 直樹

はじめまして



ちょっと一息

ブレイクタイム

この漢字は全て木の名前を表しています。
なんと読むでしょう？
(答えはこのページの下にあります。)

① ② ③ ④ ⑤

櫟 榆 槐 楂 檜

自然相手の仕事で、日々天候や現場の状況が変化していく中での仕事は、難しくも楽しいものです。

これからも技術を磨いて、地域林業を盛り上げていければと思います。

山林についての お困りごとは お気軽にご相談ください

組合員の皆さん、所有林に関するお困りごとに職員が対応します。お気軽にご相談ください。

組合では山林への案内や現況調査などの有償サービスを行っています。ぜひご活用ください。

・所有している山林の場所、境界、樹種などがわからない	・伐採や施業（手入れ）をしたいが、どのように進めていいのかわからない	・所有している山林を手放したいなど
----------------------------	------------------------------------	-------------------

ご相談は、直接ご来所いただくか（電話で事前予約が必要）、メール、ファックス、電話で

メール：info@karasu-mori.jp
ファックス：027-378-2305
電話：027-378-2030

項目	参考価格
森林概況調査	13,000円/ha
境界の確認	52,000～94,000円
現地立会・個別訪問	28,000円/1件
周囲測量	64,000円/km
調査資料の作成	24,000円/1件
諸経費	直接費の25%

※調査時期によって割増しになる項目があります。公的機関で実施する調査ではないため参考調査になります。

地域イベントで

ぐんま森林・林業ツアーアー

令和五年八月二十四日（水）、群馬県主催の「森林・林業ツアーアー」が開催されました。

このツアーは森林や林業に興味のある人や、林業への就業を考えている人を対象としたものです。

本組合も協力し、職員が講師として参加しました。

ツアーレースでは、実際の伐採作業の現場に赴き、作業者の熟練の技術や高性能林業機械の動く様子を間近に見学。

その後、講師らとの活発な意見交換が行われ、参加者は林業についての認識を深めることができました。



目立て講習会



令和五年十一月十一日（土）、チエンソー技術のプロである森林整備課職員が講師となつて、目立て講習会を行いました。

参加者からは、「きちんと目立てされたチエンソーは切れ味が全然違う！」と大変好評でした。切れないのでチエンソーは作業効率が悪く、危険も増します。今年も講習会を予定しています。安全で効率的な作業のために、ぜひ、ご参加ください。

倉渕やまなみ祭

令和五年十一月二十三日（木）、勤労感謝の日に開催された「倉渕やまなみ祭」に参加しました。

この祭りは、地域の文化の振興や伝統を伝承するとともに、地域の人々が集まり楽しいひとときを過ごす場となっています。

本組合は木工クラフトを通じて、地域の子どもたちに木のぬくもりや、ものづくりの楽しさを伝えました。子どもたちは自分の手で作品を作り、想像力を発揮しながら楽しい時間を過ごすことができました。



高崎市農業まつり



令和五年十一月十八日（土）、十九日（日）に、高崎市もてなし広場で開催されたイベントに、本組合は、「木工クラフト」と「丸太切り体験」のブースを出展しました。

会場では市内産農産物や加工品の販売、ステージイベントが行われました。

天候にも恵まれ、二日間で三百人を超える子どもたちが参加

し、ブースは大賑わいでした。木工クラフトでは、楽しみにしている子どもたちのために、たくさんの方の材料を用意して臨みました。また、丸太切りでは、親子が息を合わせ、一生懸命に切る姿がとても印象的でした。

2024.10

浦安市環境フェスタ



令和六年五月二十五日（土）、千葉県浦安市の三番瀬海岸で行われた、環境保全について学ぶイベントに、高崎市倉渕支所と一緒に参加しました。本組合は、ヒノキの輪切り配布と、昨年整備を行った「浦安市民の森」のPR活動を行いました。

市民の皆さんからは、「ヒノキの香りがとてもいい！」と好評をいただきましたとともに、「ぜひ浦安市民の森へ行ってみたい」という声もたくさん聞くことができました。

鳴沢フェス



令和六年五月二十六日（日）、箕郷町の鳴沢湖畔で開催されたアウトドアイベントに初めて出展しました。当日は、池の水を抜くイベントやキッチンカーなどが多く集まり、とても活気あるイベントとなりました。



木工クラフトでは、用意したどんぐりや木の輪切りを使って親子でワイワイ楽しく製作に取り組みました。

木工クラフトでは、用意したどんぐりや木の輪切りを使って親子でワイワイ楽しく製作に取り組みました。

チエンソーを使った伐倒の迫力には、多くの参加者が驚きの声を上げていました。特に子どもたちは切り株をじっくりと観察し、自然の仕組みに興味津々でした。

チエンソーを使った伐倒の迫力には、多くの参加者が驚きの声を上げていました。特に子どもたちは切り株をじっくりと観察し、自然の仕組みに興味津々でした。

親子自然体験ツアーハンモック

林業をPR



くらぶちの夏祭り

令和六年八月十一日（日）に行われた夏祭りで、本組合はモルック棒の絵付け体験の指導を行いました。モルックとは、北欧フィンランド発祥の競技で、密かなブランドとなっています。競技が行われ、子どもから大人まで多くの参加者が歓声を上げながら楽しんでいました。夜には花火大会が開催され、美しい花火が夜空を彩りました。

相続登記の義務化

令和六年四月一日から相続登記が義務化されました。

「所有者不明土地」が増加し、その合計は九州の面積を上回り社会問題になっています。

問題解決のため、これまで任意だった相続登記が義務化されたことになります。

相続登記義務化の内容

- ①相続によって不動産（土地・建物）を取得した相続人は、その所有権を取得したことを見た日から三年以内に法務局に対して相続登記
- ②遺産分割協議が成立し、不動産を取得した相続人は、成立した日から三年以内に相続登記をする必要があります。
- ③令和六年四月一日より前に相続し、相続登記が行われていないものも、義務化の対象になります。
- ④正当な理由がなく相続登記をしない場合は、十万円以下の過料が課されます。

相続土地国庫帰属制度

- ①相続によって不動産（土地・建物）を取得した相続人は、その所有権を取得したことを見た日から三年以内に法務局に対して相続登記
- ②遺産分割協議が成立し、不動産を取得した相続人は、成立した日から三年以内に相続登記をする必要があります。
- ③令和六年四月一日より前に相続し、相続登記が行われていないものも、義務化の対象になります。
- ④正当な理由がなく相続登記をしない場合は、十万円以下の過料が課されます。



収穫までには長い年月が必要であり
山林の相続は必須

「義務化」といっても、強制ではない

相続の手続きを進める中で一番難しいのは、遺産分割協議です。法定相続人が多数であつたり、それぞれの主張が食い違うなど、すんなり進む場合もありますが、誰が何を相続するのかでもめ事に発展してしまいます。いわゆる『争族』にもなりかねます。

次ページには相続についての遺産分割協議がまとまらない、できない場合は、自分が法定相続人の一人であるということを「相続人申告登記」することによって、義務を果たしたことになります。

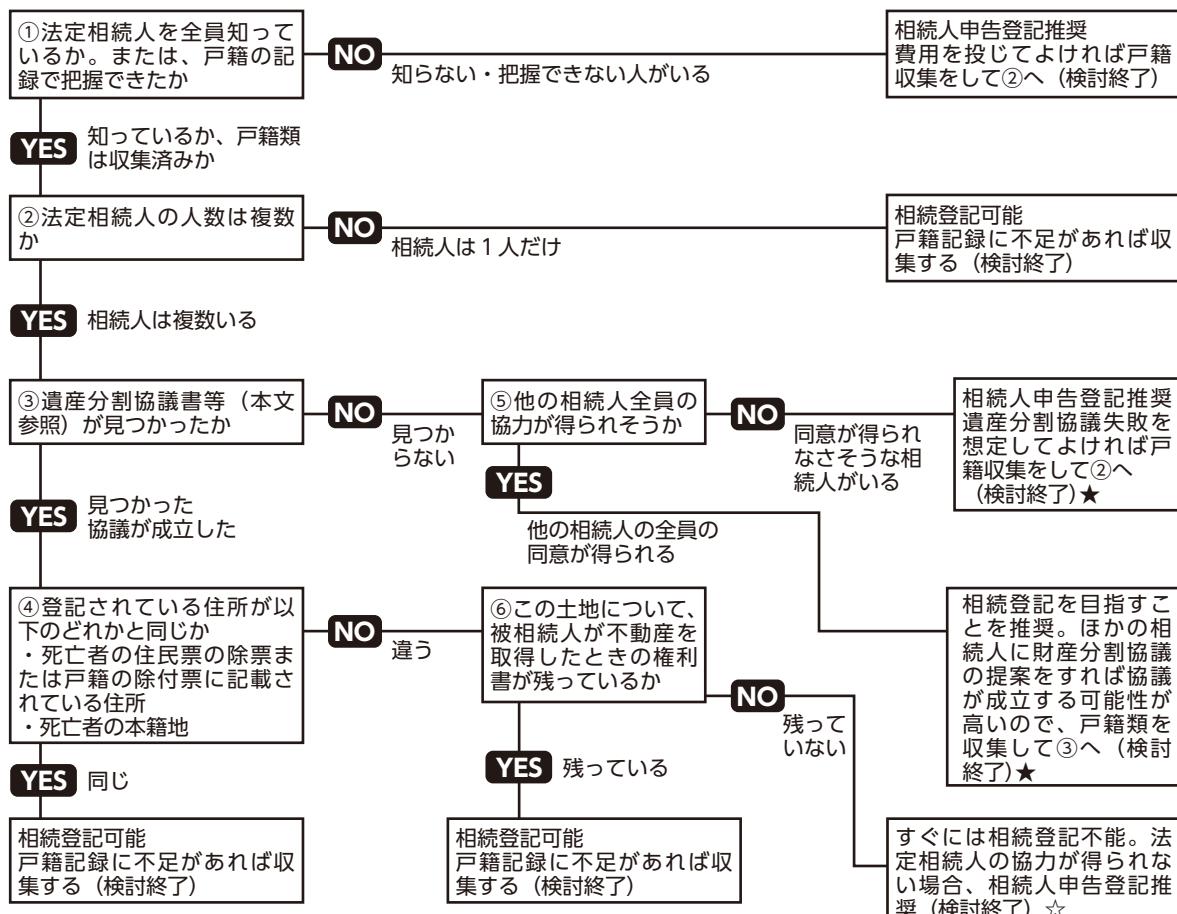
相続人申告登記という方法もあり

せん。

この相続登記義務化では、必ず相続協議を完了し、期限までに相続登記まで終わらせることが求められています。

「相続したけれど管理できなさい、不要な土地は国が引き取ります。ただし、「相続した土地の登記は義務です。」という一つの施策で、「所有者不明土地」問題に対応するというのが国の方針です。

自己診断チャート～義務化への対応は相続登記か、相続人申告登記か。



(チャートの引用元：全国林業改良普及協会林業新知識2024年2月号 鈴木慎太郎)

講習会のお知らせ

スマホを持って所有林を探そう

次のような人にお勧めです！

- ・所有している山林の場所がわからない
- ・山林を相続したけれど、場所も境界もわからない
- ・所有している山林の場所を子や孫に伝えたい

スマホのアプリを使って、所有している山林の場所を、簡単に特定する方法を学びます。

◆主 催：烏川流域森林組合

◆日 時：令和6年12月8日（日）午前9時～正午 ◆参加費：無料

◆場 所：高崎市榛名公民館 第3研修室（高崎市上里見町1072-1）

◆定 員：15名（組合員限定）希望者多数のときは抽選で決定します

◆持参するもの：・スマートフォン ・所有山林の地番のわかる書面

◆その他の

- ・当日は、山林内を歩ける服装、靴でおこしください
- ・スマホのアプリは、国土調査（地積調査）が済んでいる次の地区のみで利用できます。他の地区では利用できません。ご了承ください。旧榛名町の大部分、倉渕町権田、三ノ倉、水沼の一部

◆申し込み

令和6年11月21日（木）までに、電話またはメールで
 ①住所②氏名③電話番号をご連絡ください
 電話番号：027-378-2030 メール：info@karasu-mori.jp

組合の薪も一役

おいしい『倉渕メロン』ができました

鈴なりメロンにビックリ!

未利用間伐材を有効活用

前号でもお知らせした、高崎市のメロンの水耕栽培事業。今年度からの本稼働を前に、令和五年度には試験栽培が行われ、倉渕町川浦のビニールハウスでは、まるでブドウ棚さながら、メロンが鈴なりに実りました。

倉渕町川浦のビニールハウスでは、まるでブドウ棚さながら、メロンが鈴なりに実りました。ここで実っているのは、いわゆるマスクメロン。表面に網目模様のある高級なメロンです。もちろん、肝心の糖度も抜群。今後、市では『倉渕メロン(仮称)』として、売り出すそうです。

八度を保つ必要があり、加温のために導入された薪ボイラーや薪の燃焼時間が長く保たれるため、薪の投入は一日一回だけ。さらに、熱効率が極めて良く、薪の量も少なくて済むという優れものです。

多くの薪が必要になるだろうという、本組合の皮算用は見事に外れてしまうという、うれしい誤算もありました。

しかし、山中に打ち捨てられ利用されることのない間伐材が、バイオマス燃料として有効に活用される契機となつた、エポックメイキングな事業でもあります。

地域の特産品に

今年度からは、障がいをもつ人が栽培作業などに従事し、農林福連携事業としての本格稼働が始まります。

ここで生産されたメロンが倉渕地域の、そして高崎市の新たな特産品に育つことでしょう。

浦安市民水源の森 森林環境譲与税を使って森林を整備



幅、丸太を使ったベンチや案内標識の整備、傾斜地への木製階段の設置、眺望を確保するための伐採など、安全に散策ができるよう整備が進められました。整備のための費用は、浦安市の森林環境譲与税が充てられました。

本年三月、倉渕町川浦の「浦安市民水源の森」で、本組合が浦安市から受注した整備事業が完了しました。

かつては江戸川河口の漁師町であった浦安市。今では、東京ディズニーランドのあるまちとして有名ですが、市の面積の七割が埋立地で、森林が全くありません。

小学生をはじめ多くの市民に『倉渕の森』を満喫してもらうため、昨年八月に千葉県浦安市と本組合の間で締結した協定に基づき、森を体験するための整備事業が始められたもの。

今回の事業では、遊歩道の拡



市から届いた今年度の納税通知书には、「森林環境税一〇〇円」という記載項目があります。これは何だ?と思われた方も少なくないと思います。

一方、森林環境譲与税ですが、市工林面積、林業従事者数などの基準に基づき、都道府県と市町村に「森林環境譲与税」として配分します。国では、この金額を人口、人頭数、林業従事者数などに応じて年額一〇〇〇〇円で、全国では約六〇〇〇万人の納税義務者がいるため、国の税収は約六〇〇億円に達します。

幅広い使途をもつ森林環境譲与税

森林環境譲与税は、間伐や人材の育成・確保、木材利用の促進や普及啓発等の幅広い事業の財源として使われています。森林環境譲与税は、間伐や人材の育成・確保、木材利用の促進や普及啓発等の幅広い事業の費用として使うことができ、具体的な使い道は、自治体の裁量に委ねられています。各自治体での使い道は、自治体のホームページで確認することができます。

林業教室⑤

? 森林環境税・? 森林環境譲与税とは

この森林環境税は、今年度から徴収が始められるもので、温室内効果ガス排出削減や、災害を防止する目的の森林整備の財源とする国税です。税の徴収については、市町村が行います。税額は、前述のとおり一人当たり年額一〇〇〇〇円で、全国では約六〇〇〇万人の納税義務者がいるため、国の税収は約六〇〇億円に達します。

国では、この金額を人口、人頭数、林業従事者数などの基準に基づき、都道府県と市町村に「森林環境譲与税」として配分します。



倉渕町権田の国道四〇六号線から、南の烏川方面に延びた参

連載 烏川流域の巨樹・巨木 Vol.5

椿名神社の大ケヤキと大イチヨウ

拝殿を守るようにそびえる2本の巨樹

巨樹・巨木は、その地域の歴史とともに歩み、文化を育んできた地域の宝です。組合の管内にも多くの巨樹・巨木があります。管内の木々を皆さんに紹介します。

戦国時代の戦乱で社殿が焼失したため、現在地に再建されたという記録から、どちらも樹齢400年を超えると推定されます。

大ケヤキは樹高32m、幹周6.4m、一方の大イチヨウは樹高34m、幹周6.8mあり、少し離れた国道からも、その大きさが確認できるほどです。

森林組合からのお知らせ

苗木の注文を承ります

スギ、ヒノキ、カラマツ、コナラ等の苗木の注文を承ります。来春に植栽を予定している方は、お早めにご連絡ください。ご連絡をいただいた方に、苗木価格が決まり次第、注文用紙を送付いたします。（二月頃予定）。

なお、樹種によっては品薄のためご希望に沿えない場合もあります。

◆木竹粉碎機（チッパー）の貸出しについて

木竹粉碎機（チッパー）の貸出し（有料）を行っております。貸出しの詳細は、組合事務所へお問い合わせください。

※當利目的の事業には利用できません。

※木竹粉碎機（チッパー）の貸出しは、高崎市から委託を受け行っています。
※詳細はホームページにも掲載しています。

目立て講習会開催について

今年も、組合員様向けのチエントソーと刈払機の目立て講習会を開催します。

参加希望の方は、電話で事前申し込みください。（電話番号は本ページ下部記載）

【日時】

令和六年十一月二日（土）

- 第一部：午前九時〇〇分から
- 第二部：午前十時三〇分から

※各部定員 十名

【場所】

鳥川流域森林組合の倉庫前
(本組合事務所の裏手)

【持ち物】

チエンソー・刈払機

目立て道具（丸ヤスリ等）

【その他】

目立て道具等の販売・注文も行います。



◆組合員資格の変更手続きについて

相続、譲渡等による組合員情報（名義、住所、所有森林面積など）の変更が生じた場合は、森林組合への届け出が必要となります。届出手続きの詳細につきましては、組合管理課へお問い合わせください。

◆立木の伐採申請手続きについて

森林の立木を伐採する場合、森林法に基づき、市町村長に対して事前に「伐採及び伐採後の造林の届出」を提出しなければなりません。また、保安林に指定される区域の立木を伐採する場合、必ず届出書もしくは許可申請書を提出しなければなりません。
※詳細は、森林組合にご相談ください。

皆様の大切な森林を守ります

鳥川流域森林組合



〒370-3402 高崎市倉渕町三ノ倉303
TEL 027-378-2030 FAX 027-378-2305
URL <https://karasu-mori.jp/>